

佐監第61号の19
令和6年12月20日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和6年度定期監査及び行政監査報告（第1回）

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 市民部

ユーカリが丘出張所、西志津市民サービスセンター

(2) こども支援部

こども政策課、こども保育課、こども家庭課、臼井保育園、根郷保育園

(3) 都市部

都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課

(4) 選挙管理委員会事務局

(5) 教育部

志津図書館

2 書面審査

(1) 市民部

市民課、健康保険課、自治人権推進課、志津出張所、臼井・千代田出張所、根郷出張所、和田出張所、弥富派出所、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、千代田・染井野ふれあいセンター、市民公益活動サポートセンター

(2) 福祉部

社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課

(3) こども支援部

子育て交流センター

(4) 健康推進部

健康推進課、母子保健課

(5) 経済環境部

農政課、商工振興課、生活環境課、廃棄物対策課、佐倉草ぶえの丘

(6) 農業委員会事務局

第2 監査の着眼点及び方法

監査対象所属の事務事業が法令・例規等に従って適正に行われているかどうかといった合规性の観点とともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、次に掲げる着眼点に基づき実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 国及び県支出金交付申請の事務執行体制が適切か。

第3 監査の日程

令和6年8月20日から令和6年12月20日まで

第4 監査の範囲

令和6年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

- ※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）
- ※【措置済み】 : 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

(1) 契約事務について

ア 事業の執行伺の記載について（こども保育課、公園緑地課）

執行伺については、佐倉市契約事務要綱第3条により、事業を執行するときは、執行伺の起案に事業名、事業場所等の必要事項を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、執行伺に必要事項の一部が明記されていないものが5件（こども保育課4件、公園緑地課1件）認められた。また、執行伺の記載内容に誤りのあるものが8件（こども保育課4件、公園緑地課4件）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

イ 随意契約該当理由について（こども保育課）

随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが1件認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

ウ 予定価格書について（公園緑地課）

随意契約においては、佐倉市財務規則第143条により、同条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項の準用により予定価格を定め、同規則第130条の準用により予定価格書を作成し封印することが規定されている。

しかし、見積書比較価格の記入のないものが2件、予定価格書が封印されていないものが1件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

エ 見積書について（公園緑地課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書には、見積金額、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、見積書に事業場所が明記されていないものが2件認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

オ 見積書を入れる封筒について（こども保育課、公園緑地課、住宅課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封かんしなければならないことが規定されている。

しかし、封筒に見積徴取日が明記されていないものが3件（こども保育課1件、住宅課2件）、宛名、見積徴取日、見積書在中の旨が明

記されていないものが1件（公園緑地課）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

カ 随意契約関係書類について（こども保育課、公園緑地課、住宅課）

随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。

随意契約における事務手続については、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。

しかし、随意契約の事務手続について、随意契約執行概要書の記載内容に誤りがあるものが3件（こども保育課2件、公園緑地課1件）、業者指定理由書の日付の記載に誤りがあるものが3件（こども保育課）、業者指定理由書の理由に誤りがあるものが1件（こども保育課）、仕様書の事業期間に誤りがあるものが1件（こども保育課）、設計書の予算科目に誤りがあるものが1件（こども保育課）、見積合わせ経過調書に業者決定理由の記載のないものが1件（住宅課）、見積合せ執行決定書の契約方法及び業者選定理由に誤りがあるものが1件（こども保育課）、見積合せ執行通知書の日付及び通知者の記載のないものが2件（こども保育課）、同意書に日付の記載のないものが1件（こども保育課）認められた。

以上のとおり適正を欠く契約事務が散見されたことから、今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

（2）切手受払簿について（こども家庭課、根郷保育園）

切手等については、私的流用、盗難防止策等、適正な管理を確保するため、佐倉市文書管理規程第32条第2項により、又は同項に準じ、郵便切手等受払簿により、その受払を明確にしておかなければならない。

しかし、切手受払簿の記載に関し、記載漏れが1件（根郷保育園）、記載誤りが1件（こども家庭課）認められた。

今後は、切手受払簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（3）現金出納簿について（ユーカリが丘出張所、西志津市民サービスセンター、臼井保育園、根郷保育園、都市計画課）

佐倉市財務規則第50条第2項により、収納出納員は、現金出納簿を備え、直接収納に係る現金等の受払を記載して整理しなければならないことが規定されている。

しかし、現金出納簿の記載に関し、記載漏れが1件（臼井保育園）、記載誤りが11件（ユーカリが丘出張所2件、西志津市民サービスセンター1件、臼井保育園1件、根郷保育園2件、都市計画課5件）認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

(4) 歳入調定手続きについて（廃棄物対策課）

佐倉市財務規則第28条第1項により、歳入徴収者は歳入を収入しようとするときは調定決議書により調定しなければならないと規定されている。

しかし、契約解除違約金収入の調定が行われていないものが1件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

(5) 文書の管理について（こども保育課、公園緑地課）

佐倉市文書管理規程第28条第1項により、起案者は決裁の終わった起案文書に所定事項を記入し、併せて施行の手続をすることと規定されている。また、同規定第33条第1項により、決裁文書には施行日を表示しておかなければならないと規定されている。

しかし、決裁日の記載漏れが1件（公園緑地課）決裁日の記載誤りが1件（公園緑地課）、施行日の記載漏れが9件（公園緑地課）、施行日の記載誤りが12件（こども保育課1件、公園緑地課11件）認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

(6) 職員服務規程の遵守について（こども家庭課、根郷保育園、建築指導課、住宅課）

佐倉市職員服務規程第21条第1項により、職員に対する出張命令は、出張命令書により行わなければならないと規定されている。

しかし、研修等の出張において、出張命令書により行われていないものが4件（こども家庭課1件、根郷保育園2件、住宅課1件）認められた。

また、出張命令書の入力誤りが8件（根郷保育園1件、建築指導課7件）認められた。

今後は、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図られたい。

【措置済み】

2 意見

- ※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言

として表明する事項（対応状況の報告を求める）

（１）公園の立木剪定について（公園緑地課）

市内の公園について、公園外郭の立木が建築限界を超えているものが見受けられるが、予算等の関係で剪定等が追い付いていない状態である。作業計画等を立案し、剪定作業を実施されるよう検討されたい。

さらに、今後の公園整備にあたっては、建築限界を超えないような立木の植栽方法を検討されたい。